

愛知県建設局・都市・交通局・建築局優良工事施工業者表彰要領運用基準

1. この基準は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局優良工事施工業者表彰要領（以下「表彰要領」という。）の適正な運用を図るため必要な事項を定める。
2. 表彰要領第3条に定める選考は次の基準によるものとする。
 - ① 業者選考は工事の内容及び工事の評定点等を勘案し、年度ごとに選考会議で決定する。
 - ② 選考件数は次の区分によるものとする。
 - ・表彰要領第3条の規定による「建設局所管工事及び都市・交通局所管工事」にあつては、対象工事件数のおおむね2%（2%が1件未満の場合は1件まで可能）とする。
 - ・表彰要領第3条の規定による「建築局が所管する工事」にあつては、対象工事件数のおおむね5%とする。
 - ・ただし、建設局水資源課及び都市・交通局交通対策課が所管する工事にあつては、工事内容を確認し、各課において適切な区分とする。
 - ③ 当該工事の評定点は、80点以上とする。
 - ④ 同一請負者の重複表彰は、行なわないものとする
3. 表彰要領第3条（2）については、単なる経営内容のみでなく、社会的評価も考慮して、表彰対象年度以降に次の各号の一に該当する事項がある場合は、表彰を行なわないものとする。
 - ① 表彰の対象となる請負者（表彰の対象となる請負者が構成員となっている共同企業体及びE C I方式による契約を含む。以下同じ。）が、対象年度以降、表彰式までの間に、愛知県から指名停止以上の措置又は愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事務調査委員会で文書注意以上の措置を受けた場合。
 - ② 新聞報道等により社会的に影響を及ぼす不祥事の実事が明らかになる等、表彰するにふさわしくない行為があつた場合。
4. 表彰要領第3条の推薦件数は、推薦時に前2項の条件を満足するもののうちから、原則として次の区分のとおりとし、様式—1及び様式—2により提出するものとする。
 - ① 表彰要領第3条の規定による「建設局所管工事及び都市・交通局所管工事」にあつては、対象工事件数の2%（四捨五入）。ただし、2%が1件未満の場合は1件。

「建築局が所管する工事」にあつては、対象工事件数の5%（四捨五入）。

ただし、建設局水資源課及び都市・交通局交通対策課が所管する工事にあつては、工事内容を確認し、各課において適切な区分とする。

- ② 上記に加え、担当課長又は地方機関の長として、追加して表彰対象としたい工事がある場合は、1件を推薦することができる。

5. 表彰式は、第三・四半期開催を目途とし、本庁内で行なうものとする。

附則

この内規は平成14年7月24日から適用する。

附則

この内規は平成16年4月1日から適用する。

附則

この内規は平成17年4月1日から適用する。

附則

この内規は平成18年4月1日から適用する。

附則

この内規は平成22年4月1日から適用する。

附則

この内規は平成23年4月1日から適用する。

附則

この内規は平成24年4月1日から適用する。

附則

この内規は平成30年4月1日から適用する。

附則

この内規は平成31年4月1日から適用する。

附則

この内規は令和2年4月10日から適用する。

附則

この内規は令和3年4月1日から適用する。

附則

この内規は令和4年8月1日から適用する。

(様式一1)

番 号
令和 年 月 日

建設局長 殿

課 長
建設事務所長

令和 年度 優良工事施工業者の推薦について (送付)

このことについて、愛知県建設局、都市・交通局、建築局優良工事施工業者表彰要領第3条に基づく表彰候補者は、下記のとおりです。

記

1 表彰候補者一覧表

推薦順位	名称及び代表者名

* 名称及び代表者名には、ふりがなを付すこと。

